

1. 目的

(1) 景観とは

豊かな常陸国の国府が置かれた石岡市は、八郷地区の豊かな自然や、中心市街地における歴史的建造物、暮らしの賑わいなど、都市環境の向上を図るうえでの良好な景観の資源に恵まれています。

「良好な景観」は、人によって受け止め方は様々ですが、各個人の“原風景”と呼べるものは、おおむね10歳までに形成されるといわれています。代々の人々により積み重ねられた生きた証である景観を大切にしながら、子どもたちに豊かな“原風景”を与えることは、多くの市民に共通の思いであると言えます。景観とは、単なる好みで判断されるものではなく、科学で普遍性を追求する対象であり、人々に価値あるものであるといえます。

景観は、水や緑、建物や道路など、様々な要素の集合体で成り立っています。良好な景観をつくるということは、人一人の力でなし得るものではなく、地域の営みが時を重ねて磨きあげるものであり、多くの市民や事業者、行政が力を合わせて取り組んでいくことが必要です。そのためには、力を合わせる共通の方向性を整理することが大切です。

(2) 景観の見方・考え方・使い方

景観をつむぎ出すのは、地域の自然や歴史、文化等です。しばしば、「自分の地域は、大自然や城下町があるわけでもないので、たいした景観などない」という声が聞かれます。しかし、普段何気なく目についている道端の「コケ」ひとつを例にしても、地域の魅力を高める景観の背景として重要な役割を担っているということに気づけば、それを保全・活用すべきだということになります。巻末資料の表では、地域の特性ごとに景観構成要素や、景観の「見方、考え方、使い方」を一例として整理しています。景観は、「人が景観をつくり、景観が人をつくる」という視点に立って、丁寧に見て、創意工夫を加えることで、どのような地域でも個性を生かした住みよいまちづくりにつなげることができます。

景観の使い方例



街並み点検や見学会などを開催し、コミュニティの形成を助ける（見学会）



地域の歴史や環境に关心を掘り起こし、まちづくりの機運を高める（丁子屋）



農地や緑地、水路などをまちの貴重な財産として生かす（柏原池公園）



都市・農村の交流や農業振興を図る機会として生かす（朝日里山学校）

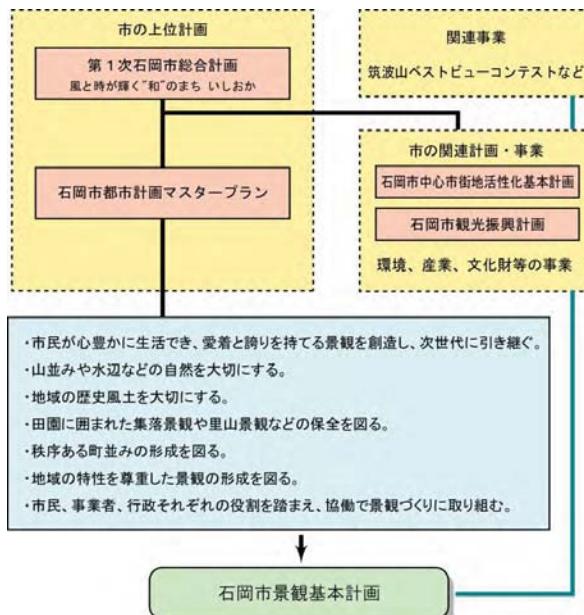
(3) 本計画の位置づけ

石岡市は、「第1次石岡市総合計画」を定め、まちづくりの指針として「石岡市都市計画マスター プラン」を定めています。本市で良好な景観を形成していくにあたっては、これらの上位計画の内容を踏まえ、おおむね下記の条件を前提にすることとします。

このほかにも石岡市では、石岡市観光振興計画（平成20年3月策定）に基づく里山の保全や昭和レトロ空間づくりなど、様々な景観関連施策を推進しており、互いに補完し合いながら推進していく関係にあります。また、筑波山ベストビューコンテスト（事務局：茨城県等。平成18年）で市内の恋瀬川サイクリングコースがルートの一つで表彰されるなど、石岡市を取り巻く様々な動きも、本計画に関連づけられます。

本計画は、これらの条件のもとで、本市における良好な景観を形成するために市民、事業者、行政が力を合わせて取り組む共通の方向性を明確にし、体系的な施策を整理するものです。

上位・関連計画から踏まえる条件



「第1次石岡市総合計画／平成19年3月／石岡市」抜粋

■将来像 風と時が輝く“和”的まち いしおか

筑波山や霞ヶ浦をはじめとする豊かな自然資源や、先人達が大切に守り育んできた歴史資源は、本市にとって次代へ引き継ぐべき貴重な地域財産です。本市が目指すべき将来像『風と時が輝く“和”的まち いしおか』は、これらの自然・歴史を守りつつ、その中にある日本の原風景に息づくやすらぎを大切にしながら、人の“和”（コミュニティ）と、市民と行政の“和”（協働）によるまちづくりの姿を示しています。

■基本施策「住環境・都市景観等の整備」

■5年後の目標像

○美しい自然環境や数多くの歴史資源との調和が図られた、市民が心豊かに生活しているまちを目指します。

○良好で統一的なまちなみ景観のある、秩序あるまちを目指します。

(1) 都市景観の骨格づくり

主な取り組み／都市計画マスターplan・景観基本計画の策定

(2) 身近な住環境・都市景観の整備

主な取り組み／景観形成にかかる意識啓発、緑化・美化活動の支援、無許可屋外広告物等の規制・除去、開発・新築行為等に対する助言・誘導、地区計画・建築協定の導入支援

■市民の役割

- ・都市景観の考え方を理解する。
- ・各種計画策定に積極的に参画し、意見・提案を行なう。美化・緑化活動に積極的に取り組む。
- ・違反広告物追放に協力する。

■行政の役割

・市民・事業者への意識啓発を進める。

・市民・団体の取り組みを支援する。

・土地利用や開発・新築行為等に対する助言・誘導を行う。

「石岡市都市計画マスターplan／平成21年2月／石岡市」抜粋

■将来都市像・都市づくりの目標

総合計画の将来像『風と時が輝く“和”的まち いしおか』を受けて、都市計画マスターplanとして、次のような4つの「都市づくりの目標」を掲げます。

風：豊かな緑と水を活かした“共生の都市づくり”

時：歴史を継承するプライドある“気品の都市づくり”

輝く：にぎわいと活力に満ちた“魅力の都市づくり”

和：ネットワーク化による“連携の都市づくり”

■3-4. 景観の形成方針

(1) 基本的な考え方

美しい自然や落ち着きのある歴史風土を大切にし、市民が心豊かに生活でき、愛着と誇りを持てる美しい都市景観を創造するとともに、それを次世代に引き継ぐことを目指します。

(2) 景観の形成方針

○やまなみや水辺などの美しい自然景観や、地域個性豊かな歴史景観を保全します。

○市街地や集落では、地域の特性を尊重した美しいまちなみ景観の形成を図ります。

○田園に囲まれた集落景観や里山景観などの保全を図ります。

○市民、企業、行政が互いに協力して、個性的で美しい都市景観を形成するため、都市景観のあり方や目指す方向性を示す景観基本計画を策定します。

○「茨城県まちの違反広告物追放推進制度実施要綱」の活用により、民間団体・事業者・ボランティア団体等の協力を得て、違反広告物の除去を進めます。



18

「石岡市中心市街地活性化基本計画／平成20年3月／石岡市」抜粋

■ 中心市街地活性化の目標

本市では、「街と自然の魅力に彩られ、暮らしが輝く市中心街地づくり」を基本理念に、暮らしの視点から市中心街地の活性化に向けた取組みを展開するために、以下のような市中心街地活性化の目標を掲げる。

目標1. 快適で安心して暮らすための生活支援機能が享受できるまち

空き店舗、空きビルを活用し、市内外からの人口流入を図る住宅供給等の推進を図る。また、生活支援機能を充実させ居住環境への付加価値として、まちなか居住の促進を図る。

目標2 地域の個性がけん引する商業活動の活発なまち

本市の農産物等の地場産品は、他市に誇るものであり、品質においても優位性を持っていることから、これらの魅力を中心市街地の求心力として活用する

目標3 地域資源を活かし、様々な人々が行き交う出会いと交流のまち

「歴史を学ぶ・体験する」楽しみを持った中心市街地づくりを行うことにより、市内外の方々に石岡のよき・歴史を伝え、中心市街地の交流人口の増加を図る。

目標4 交通結節点としての機能が整った、交通アクセスのよいまち

郊外から中心市街地への公共交通サービスの向上、交通結節点としての石岡駅の機能向上を図る

「石岡市観光振興計画／平成20年3月／石岡市」抜粋

人口減少や産業の停滞が危ぐされる時代において、「常陸国の歴史・里山を体験できるまち」を目指して、交流や賑わいを創出します。

1. フルーツライン周辺地区的「里山文化を活かした交流・体験観光」
 - ①旧朝日小学校の拠点かと体制づくり
 - ②体験観光メニューの提供 里山体験、歴史散策体験（菖蒲沢漁師古道等）、観光果樹園など
 - ③総合的観光サービスの提供 施設との連携（フーラワーパーク、スカイスポーツ、東筑波ユートピア、ギター文化館、寺社仏閣等）、郷土料理などの提供（ゆりの郷、国民宿舎つくばねなど）
 - ④里山文化の保全・活用（茅葺き民家の保存、棚田の保全など）
 - ⑤迎え入れる環境づくり（景観づくり、トイレ、休憩施設等の整備、わかりやすい案内看板の設置等）

2. 中心市街地の「歴史・文化を活かしたまちなか観光」

- ①昭和の体験メニューづくり（子どもの暮らし、看板建築・町家（蔵、トロッコ）、おまつりなど）
 - ②昭和レトロの空間づくり
 - ③歴史散策ツアー（国分寺跡、国分寺、総社宮、観光ガイドや住職による説明など）
 - ④まちなか観光の拠点づくり（駅前観光案内所、丁子屋、まちかど情報センター）
 - ⑤郷土食の開発
 - ⑥迎え入れる環境づくり（案内板、ガイドサービス、トイレ、駐車場、ベンチ、喫茶店など）



2. 石岡市の景観の現状

(1) 自然景観の現状

特徴	<ul style="list-style-type: none">○ 山並みの景観（筑波山、加波山、吾国山）○ 恋瀬川、園部川から眺望する田園景観○ 市内各地に見られる特徴ある自然景観
課題	<ul style="list-style-type: none">● 自然景観と人工物との調和、人の手が加わることでの保全

筑波山（標高877m）は、関東平野の北部にそびえ、歌川広重「江戸百景」に描かれるなど、古くからその景観が多くの人々に親しまれている山です。方角によって姿が変わり、石岡市からは西に向かって緩やかな傾斜の姿が見え、夕景にシルエットが浮かび上がります。石岡市には、このほか加波山、吾国山などの山々があり、市内各地では、初夏の新緑、秋の紅葉といった四季それぞれの景観を楽しむことができます。山の頂や中腹からは、立ちこめる雲海などを見下ろす景観の楽しみ方もできます。

山懐から霞ヶ浦に向かっては、古く万葉集などに詠まれ、しづくがわ（師付、信筑、志筑）とも呼ばれた恋瀬川が流れています。市域東側には園部川も流れ、これらの川に沿った肥よくな水田地帯や川に架かる橋からは、筑波山や山並みを背に見渡す田園景観が得られます。静かな山中に踏み込むと、そこには鳴滝のような風景も見られます。

恋瀬川と園部川との分水嶺地帯（嘉良寿里地区など）には、なだらかな傾斜地が入り組んだ独特の畑作地景観も見ることができます。

市街地の際を流れる山王川や、市街地の一部にある生板池や柏原池などは、人工物に囲まれた空間におけるオアシスのような景観となっています。このほかにもため池は市内各所に分布し、緑に囲まれひっそりとたたずむ貴重な空間となっています。

霞ヶ浦には、水面に浮かぶ水鳥や川岸の水草、ヨシ原など、豊かな自然を楽しむ景観があります。

こうした貴重な自然の景観においては、眺望がより美しく見えるように人工物との調和を図る環境を整えることが大切です。また、石岡市の自然は地域の人の手が加わることで創られた景観であることから、保ち、伝えていくことが大切です。

石岡市の地形と水系



恋瀬川越しに見る端正な姿の筑波山（愛郷橋から）



傾斜地が入り組む畠地（園部川上流。嘉良寿理付近）



市街地の一角にたたずむ生板池から望む筑波山



峰寺山西光院から見下ろす眺望
山並みと田園を満喫する
グラライダー（八郷地区）



静かな山中に流れ
落ちる鳴滝



たなびく雲を見下ろす
(筑波山付近から)



（筑波山付近から）
たなびく雲を見下ろす
（筑波山付近から）
たなびく雲を見下ろす
(筑波山付近から)

(2) 歴史的景観の現状

特徴	○ 古代常陸國府から昭和まで積み重なる中心市街地の歴史的景観 ○ 市内各地に見られる歴史的景観資源（古墳、町並み、社寺、茅葺き民家等）
課題	● 失われていく建造物の保全・維持の課題

県土の中心に位置する石岡市には、律令制の整った奈良時代に常陸國の国府が置かれました。近年行われた発掘調査によると、常陸國府である国衙跡は、石岡小学校の敷地であるとほぼ結論づけられました。その北部には、常陸國分寺、常陸國分尼寺の跡が立地しています。中世には常陸大掾平氏の府中城が築かれ、戦国末期には佐竹氏によって街割りの基盤が整えられました。江戸時代には水戸街道（江戸街道）の宿場が整備され、常陸府中藩の陣屋が置かれました。さらに明治期に常磐線が開通して以降、物資の集散する商業・業務の中心地として栄えました。町家造りや蔵造りの近代建築物は、登録文化財の指定を受けながら、現代生活に合わせて保全が図られています。大火があった昭和4年以降に相次いで建築された看板建築は、町並みの一つの特徴となっています。中心市街地には、こうした古代から昭和までの歴史が積み重なっており、町並みの至るところでその重みを感じ取ることができます。

水と緑の自然環境に恵まれ、気候の温暖な石岡市は、古代から万葉集や常陸國風土記にも美しい自然が詠まれた暮らしよい地域でした。霞ヶ浦を見下ろす台地には、東国第二位の規模を誇る前方後円墳「舟塚山古墳」が立地し、かつて存在した豪族の権勢を感じ取ることができます。高浜は、建ち並ぶ家並みから、水運が栄えたころの歴史的雰囲気を感じ取ることができます。

各地に立地する社寺も、歴史的な景観の大切な資源です。峰寺山西光院は、断崖に建つことから関東の清水寺と呼ばれ、見下ろす眺望は見事です。麓の吉生地区からのアイストップ¹ともなっています。このほか、緑豊かな山中に国分寺等の瓦が焼かれた窯跡が残っていたり、薬師古道があつたり、市内各地には、様々な歴史にまつわる景観資源を見いだすことができます。市内では、八郷地区を中心に数多くの茅葺き民家を見ることができます。全国的に数が少なくなりつつある中、丹精に管理された茅葺き民家がこれだけ残っているのは、非常に貴重なことであると言えます。

「にほんの里100選」に選ばれた筑波流茅手の八郷地区茅葺き民家をはじめ、歴史的景観の多くは、地域の材料をもとにして、特有の技術があつて初めて伝えられるものです。歴史的景観は、時代の波にさらされ失われていく建造物も多いため、これらを培った地域の素材や技術とともにしっかりと保全・維持を図り、後世に伝える努力が求められます。

¹ アイストップ（eyestop）とは、人の視線を引きつけるものをいいます。

歴史的景観資源の分布



中心市街地の一角にたたずむ常陸國分寺跡



中心市街地の大通りに面した看板建築 太古の威風を現代も感じる舟塚山古墳の眺め



万葉集や常陸國風土記には美しい自然が詠まれた



集落の中で大切にされる
佐久の大きさ

恋瀬川上流の線に囲まれた板敷山大覚寺 関東の清水寺とも呼ばれる峰寺山西光院

(3) 市街地・集落景観等の現状

①市街地

特徴	<ul style="list-style-type: none">○ まちの顔としての中心市街地の景観○ 住宅、工場等の特徴ある市街地の景観
課題	<ul style="list-style-type: none">● 脅わいを感じる中心市街地の景観を取り戻す● 適切な維持管理により市街地の特徴を生かす● 潤いをもたらす緑、統一感をもたらす町並みをつくる

石岡市の中心市街地は、商業・業務系の建物が建ち並び、JR常磐線石岡駅もあり、まちの玄関口となる場所です。歴史の積み重なる景観もあり（前節参照）、まちの顔として脅わいを取り戻すことが大きな課題となっています。

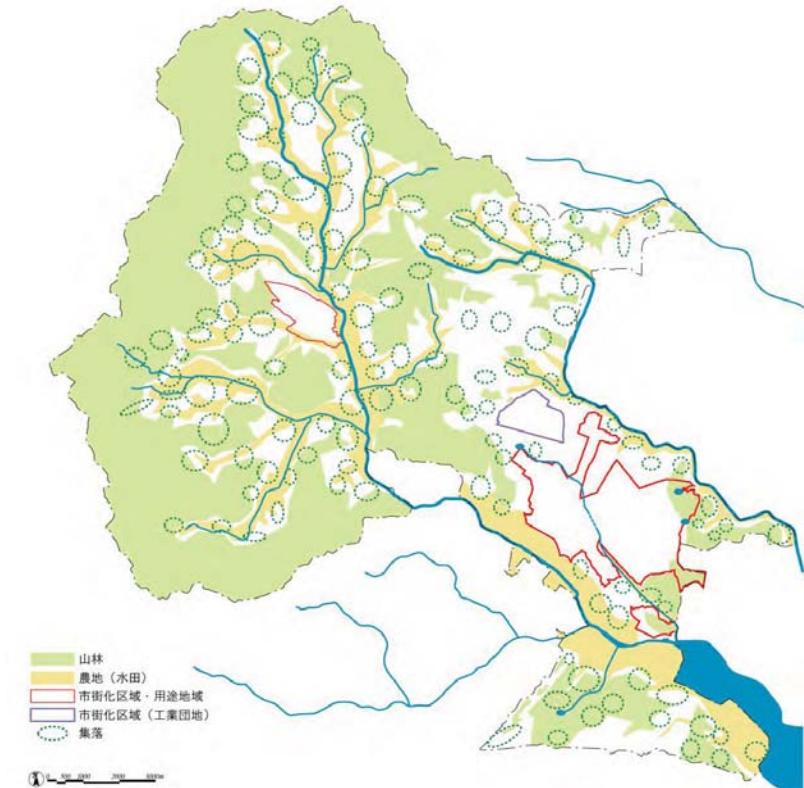
中心市街地の東側には、計画的に形成されて区画が整った住宅が建ち並ぶ市街地が広がっています。柏原工業団地は、並木のある幅広い道路によって区画された街区で構成されています。工場の周囲には、骨太の街路が通り、広い公園や公共施設も集積しています。八郷地区の中心に位置する柿岡は、地域の生活を支える様々な業種の店舗が集積する市街地が形成されています。これらの市街地は、それぞれの特徴を捉え、適切な維持管理を図りながら、それをまちづくりに生かしていくとともに、潤いの少ない町並みには緑を、乱雑な町並みには統一感をそれぞれつくっていくことが大切です。

②集落・農地

特徴	<ul style="list-style-type: none">○ 緑に囲まれた集落の景観
課題	<ul style="list-style-type: none">● 山林や農地の良好な景観維持

市域は、山林や農地が広大な面積を占め、そこに数多くの集落が分布しています。集落には、伝統的工法による外観の民家が多く立地し、その周囲は、山林や農地、屋敷林や生け垣といった多くの緑に囲まれています。これらの緑は里山とも呼ばれ、暮らしが一体となって創られ、守られてきた景観です。集落には、こんもりと繁る緑に囲まれた神社があり、住民らにより特に大切な場所として守られています。農地は集落の大好きな生産空間であり、地形を生かして農地がつくられ、中には農家の芸術作品のように見えるところもあります。色鮮やかな実を結ぶ果樹も、本市の特徴として各地で見られます。田植えから黄金色の稲穂の刈り入れまで、四季の移り変わりを色濃く感じ取ることができるのも、集落の景観の特徴といえます。農業の直面する厳しい経営環境によって、山林や農地の荒廃など、良好な集落景観の維持には多くの課題があります。

市街地・集落の分布



商業・業務系のビルが建ち並ぶ駅前通り



商店や住宅が密集して建ち並ぶ路地（中町）



計画的に造られ区画が整った市街地（南台）



桜並木によって潤いのある町並み（南小前）



緑に囲まれた民家（八郷地区）



山や屋敷林、農地の緑に囲まれた集落景観（大増）



こんもりと繁る集落内の山林（井関）

地形を上手に生かしてつくられた農地（三村）

③幹線道路

特徴	○ 緑に囲まれた幹線道路
課題	● 道路の新設に伴う沿道建造物の景観配慮 ● 屋外広告物の適切な誘導・規制

幹線道路は多くの市民が利用し、公共性の高い景観であると言えます。本市の動脈である国道6号や国道355号は、沿道サービス施設や大規模商業施設が乱立する景観となっています。これに対しフルーツラインやふるさと農道は、周囲を山林や農地の緑に広く囲まれ、アイストップには筑波山を眺めるなど、良好な田園景観となっています。現在整備が進む国道6号バイパスや朝日トンネルでは、今後、沿道の建造物において景観への配慮が求められます。幹線道路において屋外広告物は、地域経済の機能を担う一方、良好な地域景観を形成するためには、地域の特徴に応じた適正な誘導・規制が必要です。良好な田園景観を妨げないよう電柱の適切な配置も必要です。また、潤いの少ない幹線道路には、街路樹を整備することも大切です。

違反屋外広告物の状況（野立広告）

路線（県道番号）	件数	路線（県道番号）	件数
国道6号	83件	県道笠間つくば線	(42)
国道355号	78件	県道土浦笠間線	(64)
県道石岡筑西線	(7)	県道月岡真壁線	(150)
県道石岡つくば線	(138)	県道竹ノ内羽鳥停車場線	(278)
県道石岡城里線	(52)	県道紅葉石岡線	(144)
県道飯岡石岡線	(221)	広域農道フルーツライン	115件
県道石岡田伏土浦線	(118)	ふるさと農道	1件
県道西小塙石岡線	(140)	—	—
合計			618件

④公園・緑地等

特徴	○ 地域の景観に潤いを与える都市公園 ○ 四季折々の花木を楽しめる観光施設
課題	● 適切な維持・管理による地域景観づくり

柏原池公園をはじめとする都市公園は、市内各地に整備され、地域の景観に潤いや安らぎを感じさせる役割を担っています。常陸風土記の丘、茨城県フ拉ワーパークは、四季折々の花木を楽しむ観光拠点となっています。愛郷橋から浦須橋までを結ぶ恋瀬川サイクリングコース（17.2km）は、豊かな自然景観を見ながら走れる自転車専用道として整備されています。

これらの施設については、周辺の土地利用や道路も含めて、適切に維持・管理し、地域の良好な地域景観づくりに生かしていくことが大切です。

幹線道路網及び主な公園等の分布



国道6号



フルーツライン



ふるさと農道



幹線道路沿道の屋外広告物（県道石岡筑西線）



常陸風土記の丘



柏原池公園



恋瀬川サイクリングコース

(4) 景観施策の整理

特徴	○ 歴史を大切にした中心市街地の景観づくり ○ 市内各地における景観まちづくり活動の支援 ○ 緑豊かな景観を守る土地利用の制限
課題	● 景観まちづくりの主体としての市民・事業者の支援策の充実 ● 建築物の外観を揃える法制度の導入検討

石岡市では、地域の活性化に関連してまちの顔にふさわしい景観づくり、歴史を大切にした景観づくりが中心市街地で展開されています。また、「違反広告物追放推進制度」と「石岡市公園里親制度」を実施するなど、市内各地で景観まちづくり活動の支援も行われています。さらに市内各地では、緑豊かな景観を守るために土地利用について、国定公園、農業振興地域農用地等の制限が設けられています。良好な景観形成には、今後、市民・事業者を景観まちづくりの主体とした支援策を充実するとともに、建築物の色彩や形状などを必要に応じて揃えるなど法制度の導入を検討する必要があります。

景観施策の状況

名称	概要	担当部署・法制度
歴史のみちづくり事業	自然石の活用、デザインの工夫等により、歴史の重厚さや買い物・通学の楽しさを感じさせる道路整備。	道路建設課 歴史のみちづくり整備事業・まちづくり交付金
電線類地下埋設事業	街並みの改善、歩行者空間の拡大等を図るための整備。	道路管理者（茨城県等）ほか
商店街ファサード整備事業	歴史の風情が漂う街並みを生かして、店舗の前面部分を改修整備。	石岡商工会議所 茨城県商店街頃づくり整備事業
登録文化財	歴史的景観に寄与し、デザインが優れているものなど築後50年を経過した建造物を保護している。	文化振興課 文化財保護法

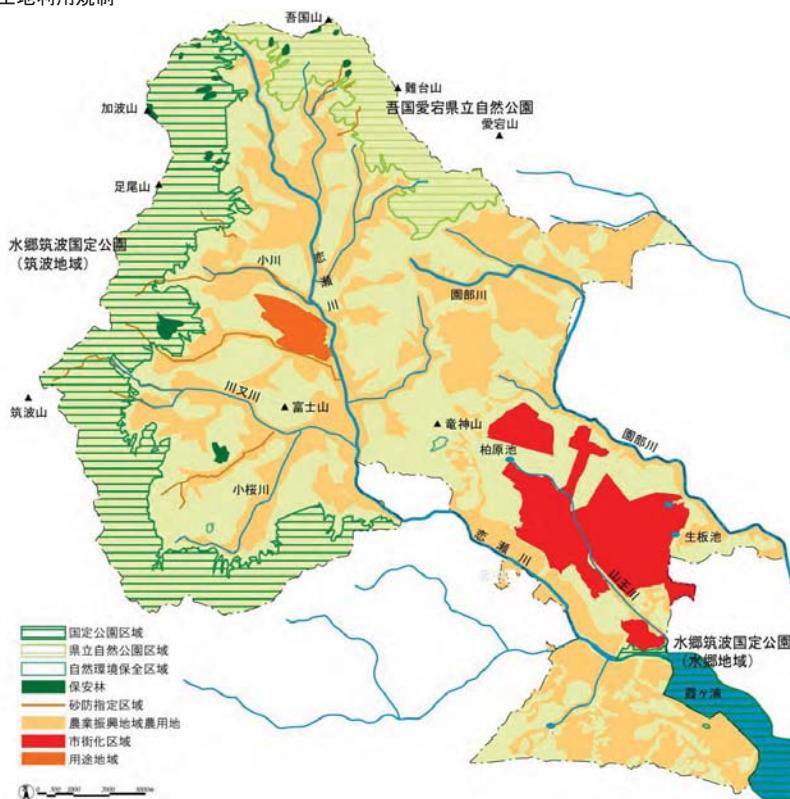
石岡市における市民主体の景観活動を支援する主な施策の状況

名称	概要	担当部署・法制度
違反広告物追放推進制度	はり紙、はり札、立看板など違反広告物を、あらかじめ申請した団体が撤去できる。	都市計画課 茨城県まちの違反広告物追放推進制度
石岡市公園里親制度	市の公園・緑地のごみ拾いや草取り等の美化活動を、あらかじめ申請した団体が里親となって実施する。	都市整備課 石岡市公園里親制度実施要綱

景観に関する土地利用規制等の状況

名称	概要
国定公園	水郷筑波国定公園（筑波地域、水郷地域）
県立自然公園	吾国愛宕県立自然公園。吾国山のブナ林、難台山・吾国山・愛宕山を結ぶハイキングコースなど
自然環境保全地域	竜神山（豊富な昆虫類）、石川（オスジアゲハ）、菖蒲沢（ヒメハルゼミ）の保全
保安林	土砂の流出・崩壊、水圈のかん養、保健増進
砂防指定区域	土砂災害を防ぐため、土地形状の変更や竹木の伐採等の行為を制限
農業振興地域農用地	集落地域の良好な景観を構成する優良農地の保全
地区計画	南台地区の約74.3haにおいて、建築物の敷地面積の最低限度、壁面位置の制限、高さの最高限度、垣・柵の制限等を定め、良好な居住環境等を形成

土地利用規制



(5) 景観に関する市民意識等

特徴	○ 石岡市全体の景観の評価は「ふつう」 ○ 大切にしたい景観は、市内各地に分布。対象物として筑波山が多い
課題	● 問題がある景観の場所は、中心市街地と竜神山に回答が集中 ● 問題がある景観は、ゴミや雑草など管理の問題が多く挙げられている

石岡市民を対象者として景観形成に関するアンケート調査を実施しました。石岡市民の多くは、本市の景観を「ふつう」と評価しています。この意味するところは、日常生活の中で、絶景ではなくとも、心が洗われるような景観が四季折々、日常の暮らしの中で見ることができるという良さを表しています。このことは、市内各所で実に様々なものが、「大切にしたい景観」として、市民が感じ取っていることからわかります。大切にしたい景観で、もっとも多く意識されているのは山並み（特に筑波山）の景観です。視点場としての筑波山は、さほど多くありませんが、景観の対象物としての筑波山は、市内各所で実に多く挙げられています。筑波山を見る主要な視点場は、恋瀬川沿いに連なって捉えられます。

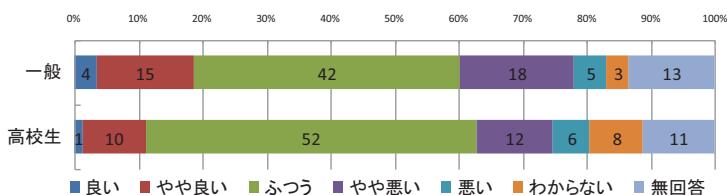
一方、問題がある景観として多くの市民が共通して捉えているのは、中心市街地と竜神山に集中しています。また、市内各地のゴミや雑草など、日常的な管理を問題として捉えている傾向も読みとることができます。なお、大切な景観・問題のある景観は、景観まちづくりワークショップにおいても調査を行いましたが、まったく同様に、大切な景観は市内各地に分布し、特に山並みと河川沿いに多くが挙げられ、問題がある景観は中心市街地と竜神山に集中する結果となることが確認されました。

調査方法（20歳以上の石岡市民対象と、高校生対象の2つの調査）

石岡市在住20歳以上の市民（住民基本台帳から2,000名無作為抽出）対象。郵送による配布・回収（平成20年9月24日～10月6日）回収530票（26.5%）	石岡一高一年生徒（全員）対象。学校を通じた直接配布・回収（平成20年10月）回収290票
--	--

石岡の景観評価（全体）

問 あなたは、石岡市全体の景観をどのように思いますか。（○は一つ）

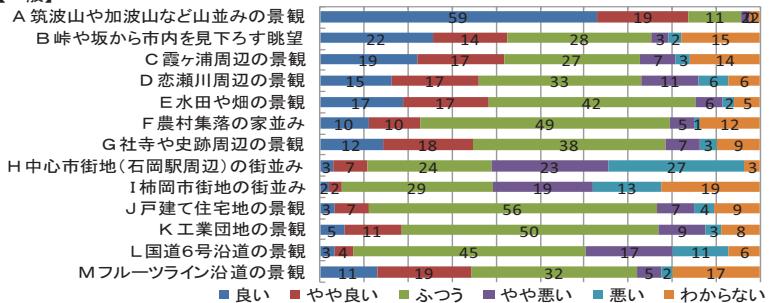


石岡の景観評価

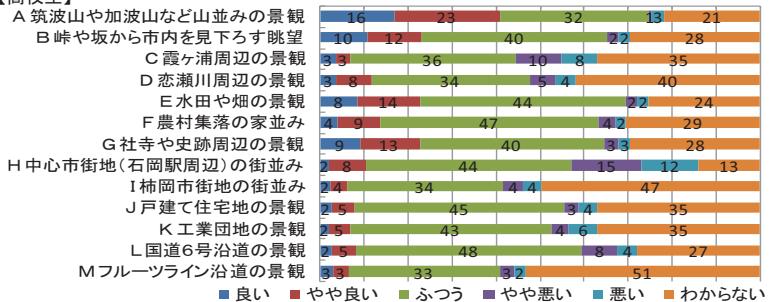
問 次のA～Mに挙げる石岡市内の景観をそれぞれ思い浮かべてください。

生活体験や思い出を踏まえ、それぞれの景観をどのように思いますか。

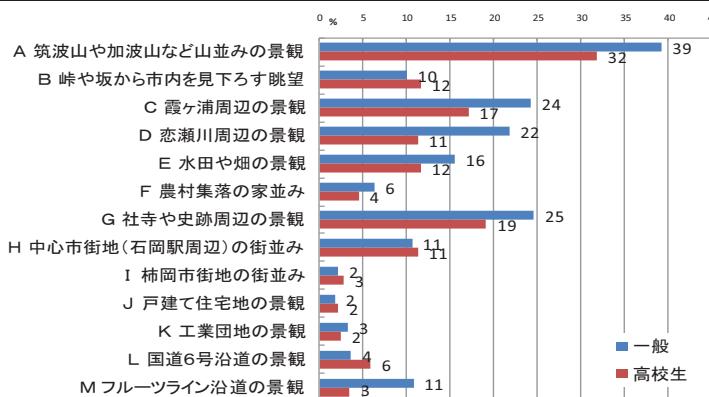
【一般】



【高校生】



特に大切にしていくべきだと思う景観はどれですか。(○は当てはまるものすべて)

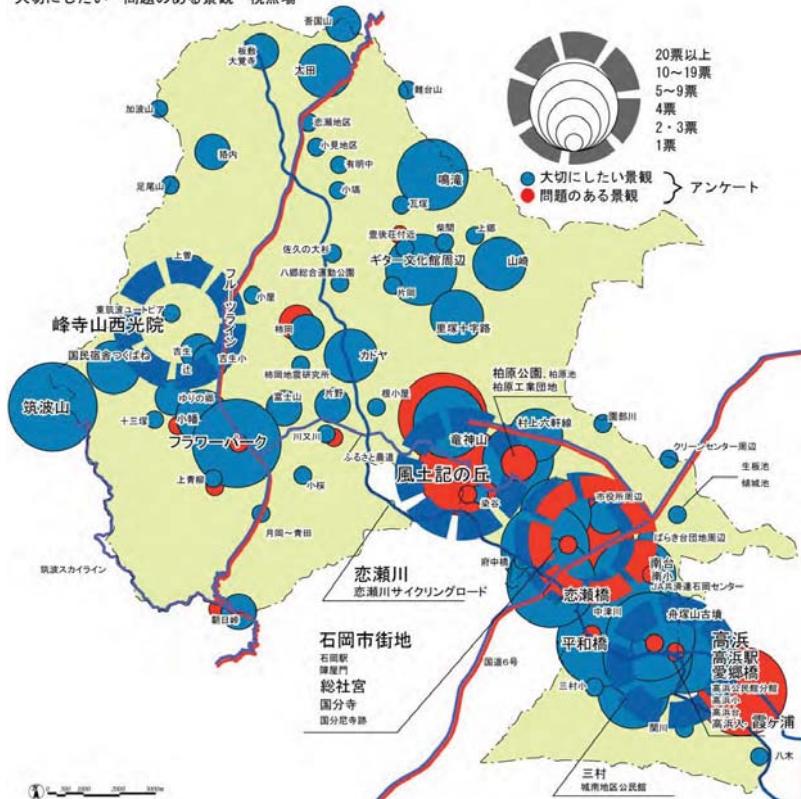


大切にしたい景観・問題がある景観

問 石岡市の大切にしたい、自慢したい景観を二つまでご記入ください。具体的な場所や、見る対象、方向、季節・時間など内容を詳しく教えてください。

問 あなたは、石岡市の景観で問題があるのはどこだと思いますか。あれば、その具体的な場所、内容等を教えてください。

大切にしたい・問題のある景観一視点場



問題のある景観一主な記入内容

分類	視点場	対象
山	竜神山	山の形が変わり残念、粉じん、佐志能神社の管理
中心市街地	石岡駅前	空き店舗 人通りがない
	石岡駅前（西友跡）	空き店舗
	石岡市街地	空き店舗
市内各地	市内各地	ゴミ、タバコポイ捨て、雑草、休耕農地、山林の荒れなど

前回の景観を撮影した写真があれば、「良い景観」か「問題がある景観」と「撮影地点名」を記入し、同封してお送りください。またはメールに貼付してお送りください。

主な同封・貼付写真



良い：十三塚里山風景

良い：里集落（八郷）より

筑波山に沈む夕日

良い：豊後莊付近

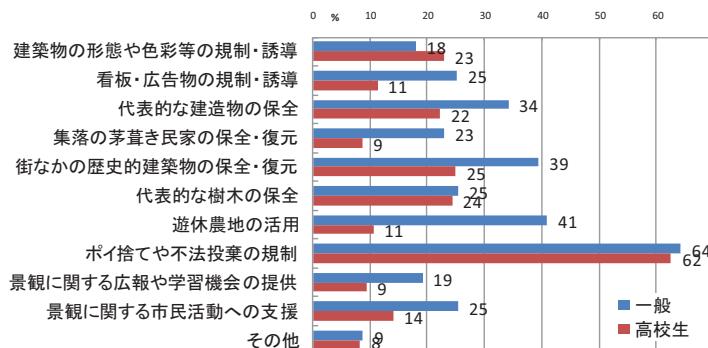
問題：沿道の雑草

参考資料：石岡の良い景観・問題のある景観（景観まちづくりワークショップで実施）



重要な施策

問 あなたは、石岡市の景観まちづくりにおいて、どのような市の政策が重要だと思いますか。（○は当てはまるものすべて）



3. 本市の景観形成における課題の整理

(1) 石岡市の景観特性の整理

第2章「石岡市の景観の現状」で見たように、石岡市には、自然や歴史等、様々な景観の特徴があります。これらの景観の特徴は、大枠で、**自然の景観を主とする田園地域**と、**人工的な景観を主とする市街地**とで捉えることができます。

自然を主として捉えられる田園地域は、主には地形によってその印象が異なります。恋瀬川流域においては、下流の広々とした景観の地域、こんもりとした緑に背後を囲まれた童神山周辺の地域、中流の盆地の中心にあって開放感のある景観の地域、そして上流の深々とした山並みに囲まれた地域が、それぞれ印象の異なる景観のまとまりとして捉えられます。また、西側の筑波山麓を背にした地域と、小桜川上流の山並みに囲まれた地域も区分されます。さらに、園部川流域においては、のんびりと明るい下流地域と、濃い緑に囲まれて緩傾斜の畑作地帯が分布するのが特徴の上流地域と、それぞれまとまりが見られます。

これらの田園地帯に対し、人工物を主として捉えられる地域は、建築物が建ち並び、その用途によって地域の景観が印象づけられます。石岡駅前を含む商店街や公共施設等が多く立地する市街地は、その中に社寺や遺跡など歴史的な景観資源の分布も多くあり、一つのまとまりある特徴として捉えられます。これに対し、新しく計画的に整備された住宅市街地は、その東側にまとまっています。さらには、骨太な幹線道路が通る大区画の工業地帯、生活の身近な商店街が並ぶ柿岡の市街地が、市内の市街地景観のまとまりとして捉えることができます。これらの市街地景観においては、街悩みの合間や背景に山並みを眺望することができるのも、その特徴といえます。

こうして市内の各地域における景観の特徴を大枠で捉えていくと、石岡市の景観特性として、12の地域的なまとまりが見えてきます。

さらには、このうち石岡市中心市街地ひとつとっても、比較的大きな店舗が面した表通りの景観と、生活感のにじむ裏通りの景観といったように、詳細に見ると印象の違いがあるので、本書で整理した地域の景観資源に加えて、各地で丁寧に景観資源を掘り起こしていくことが今後とも重要であるといえます。

様々な資源が分布し、市内各地でそれぞれの特徴がある石岡市ですが、空や山上から**見下ろす景観**には、緑の山並みと河川によってつながる大きな骨格を、はっきり見て取ることができます（1ページ航空写真参照）。また逆に、**地上から遠望する（見上げる）景観**にも、**山並みや河川を骨格**として感じ取ることができます。道路やあぜ道は、こう

石岡市の景観の現状から見られる市内各地の景観の主な特徴

景観の現状						特徴	主な町名
自然		歴史	市街地・集落	幹線道路	公園・緑地		
山並み 筑波山など	山王川 国衙、府中城、看板建築など	商店街など	石岡中心市街地	まちの顔となる商業・業務機能が集積する市街地。古代から積み重なる歴史を随所に感じる町並み	国府、総社、若宮、府中、若松、貝地、田島、茨城、泉町、杉並、杉の井、北府中、谷向、鹿の子		
筑波山など	生板池、山王川	住宅地など	国道6号	石岡東市街地	計画的に形成された住宅と商業地。公園や街路樹、周辺の山林等の豊かな緑の景観。大型商業施設も目立つ。	東石岡、東光台、旭台、南台、大谷津、田崎、ばらき台	
筑波山など	柏原池	工業団地など	柏原池公園	柏原	大区画の工業地や公園、広幅員の街路などから緑の山並みを背に広々とした景観	柏原	
筑波山など	恋瀬川	柿岡市街地	柿岡	周辺を自然に囲まれ、商店街や公共施設が旧街道沿いに集積した市街地。歴史との調和も感じられる	柿岡		
筑波山ほか	恋瀬川、霞ヶ浦	舟塚山古墳など	田園地帯	恋瀬川下流・霞ヶ浦	各所の水辺や橋上から水と緑を望む田園地帯。かつて水運で栄えた町並みを感じる雰囲気もある	高浜、東田中、中津川、北根本、三村、井関、石川	
筑波山、竜神山ほか	恋瀬川	田園地帯	ふるさと農道	風土記の丘	竜神山周辺に形成された緑豊かな集落地域。恋瀬川に面した開放感と山の奥行きを兼ね備えた旁観気がある	染谷、村上、並木、大砂	
筑波山ほか	園部川、傾城池	茅葺き	田園地帯	園部川下流	園部川に沿った緑豊かな集落地域。国道6号や市街地の近くにありつつ、のどかさを感じる	小戸戸、東大橋、八軒台、東府中、行里川、荒金、正上内	
愛宕山ほか	園部川、畑作景観	茅葺き	田園地帯	園部川上流	周囲を濃い緑に囲まれた集落地域で、緩やかな起伏のある地形が生かした農地や集落の景観	基石沢、半ノ木、根当、柴松、柴間、山崎、宮ヶ崎、真家、東成井、下林、加良寿理、片岡、浦須、上林	
加波山、吾国山ほか	恋瀬川、鳴滝	茅葺き	田園地帯	恋瀬川上流	恋瀬川側上流域の集落地域で、緑濃い山並みに囲まれつつ、傾斜地や川沿いの開放感も兼ね備えた景観	大塚、中戸、太田、小見、大増、瓦谷、小塙、宇治会、野田、佐久、部原	
筑波山、富士山ほか	恋瀬川、川又川	茅葺き	田園地帯	恋瀬川中流	恋瀬川中流域に広がる集落地域で、水田地帯からは富士山、筑波山を眺望する	根小屋、片野、金指、川又、加生野	
筑波山ほか	川又川	西光院 茅葺き	田園地帯	フルーツライン、朝日トンネル	筑波山系西側の街道筋や山間に形成された集落地域。拠点的施設に人を迎えるれる雰囲気もある	小幡、須金、細谷、下青柳、上青柳、上曾、龍明、小屋、鯨岡、小山田、小倉、吉生	
柴内山ほか	小桜川	薬師古道 茅葺き	田園地帯	フルーツライン、朝日トンネル	朝日峰北側の山並みに囲まれた集落地域で、茅葺き民家や里山があり、落ち着いた雰囲気	半田、月岡、青田、弓弦、柴内、辻、菖蒲沢、小野越、仏生寺、朝日	



まちの顔となる市街地の景観（石岡のまつり）



まとまりを感じる田園地域の景観



計画的に整備された市街地と田園景観（山王川）

した骨格を意識的に活用して良好な景観をつくっているところもあります。石岡市の景観特性の第二としては、市内の景観における様々な景観資源や地域的まとまりの分布に対して、山並みや河川の骨格がつなぎの役割を果たしているということがいえます。

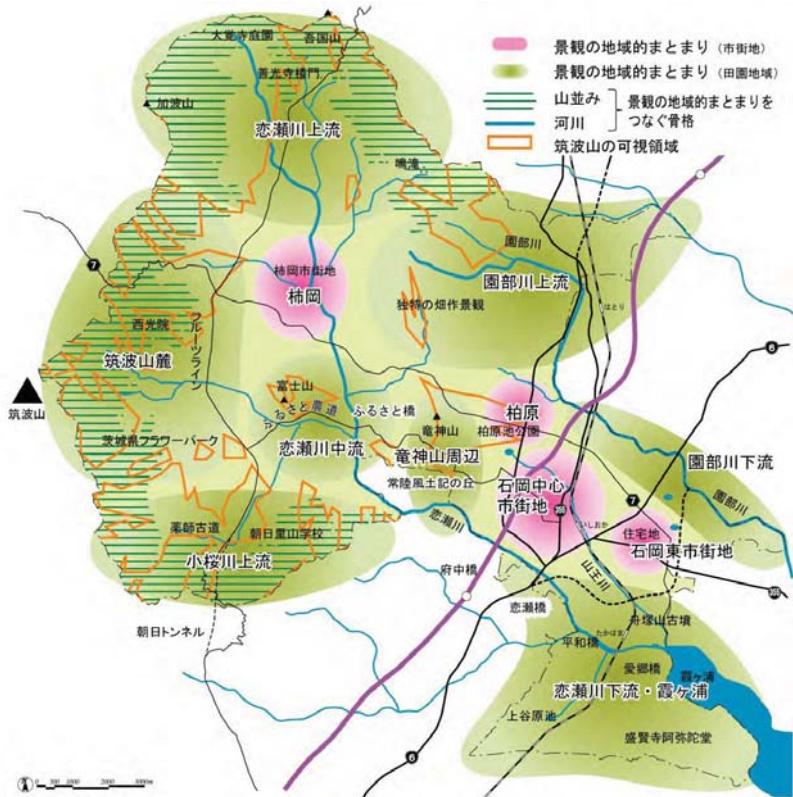
これら様々な地域における自然・人工物の景観や、骨格となる山並みや河川の景観は、**アンケートの結果においても**、市民の多くの方々から大切な景観として捉えられています。一方、市民はこれらの特徴がある本市の景観を「ふつう」とも評価していますが、この結果の意味するところとしては、大切な景観が、自分たちが暮らす身近なところに（観光客が訪れるような特別な場所ではなく）普通にある、と地域を評価しているとも捉えることができます。

こうして石岡市の景観の特性は、自然・人工物を主として捉えられる地域的まとまりや、見下ろす・見上げる景観の関係からはつきり捉えられる山並み、河川の大きな骨格によって整理することができます。

参考：主な町名と小学校区



景観特性の総括図



ふるさと橋から望む筑波山 画、塚原明義氏

(2) 石岡市の景観形成における課題

石岡市の景観形成について、まず上位計画からは、①愛着と誇りを持てる景観を次世代に伝える、②景観づくりで大切にすべき点（自然、歴史、秩序ある町並み・田園）、③地域の特性の尊重、④協働の景観づくりといった条件を踏まえます。

市民意識等を踏まえて石岡市の景観の現状を見ると、自然、歴史、市街地・農村景観等の中から、市民にとって「ふつう」で大切と捉える良好な景観の資源を各地で多く見いだすことができ、また、これらの資源を市域全体でつなぐ景観の特徴として、山並みと水系の骨格を捉えることができます（前節「石岡市の景観特性の整理」参照）。

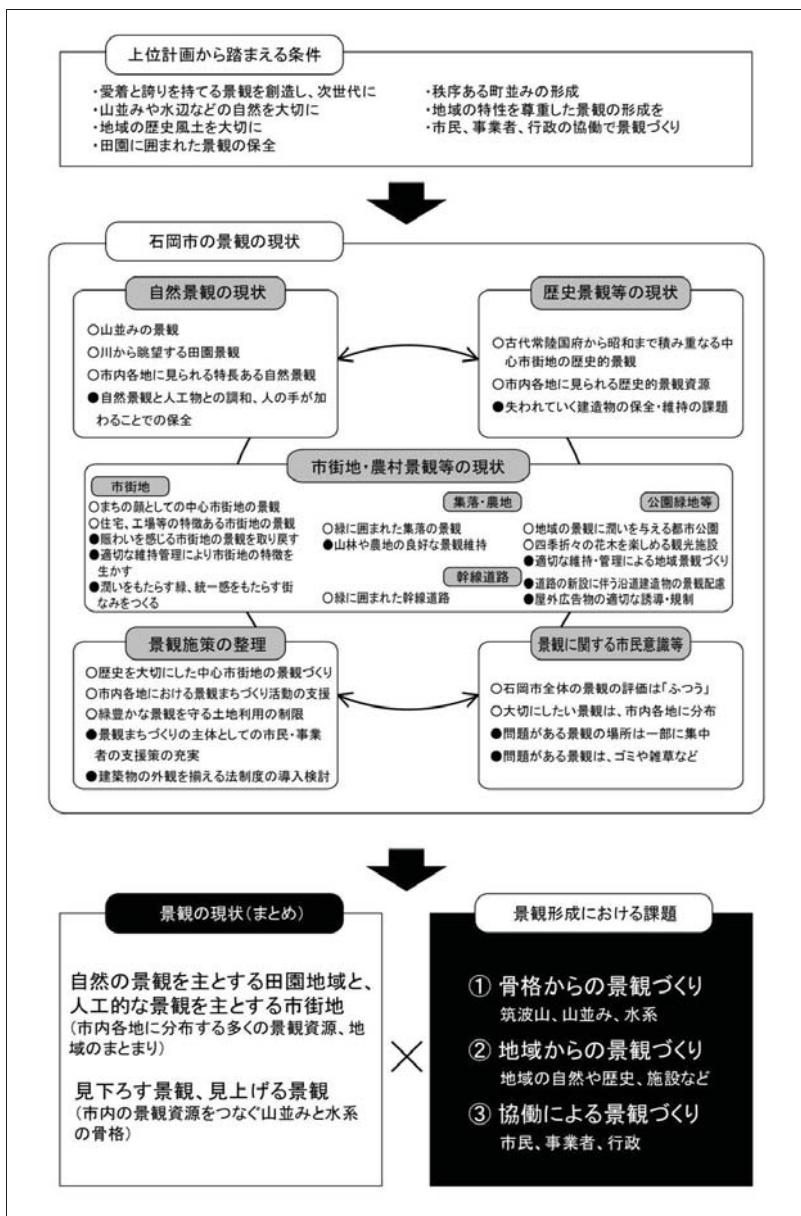
こうした現状に対して、導かれる課題の一つは、市内各地の景観資源をつないでいくための「**骨格からの景観形成**」です。市民の多くが、市内各所の景観から見える山並み、筑波山を大切に感じています。恋瀬川をはじめとする水系を軸にその眺望点が分布しており、この眺望点を中心に、美しい景観づくりを進めることで、市域全体の様々な景観資源がつながり、良好な景観が形成されます。

二つ目は、「**地域からの景観形成**」です。本書で整理した地域の自然や歴史、立地する施設やまちの土地利用などを手がかりに、景観資源をさらに丁寧に掘り起こし、市民が大切と感じる景観をよりかけがえのないものとして感じられるような景観づくりを、各地で通学路など身近なところから進めていくことが大切です。

そして三つ目は、「**協働による景観形成**」です。骨格からにしろ、地域からにしろ、良好な景観づくりには、建築物や道路、河川や農地・山林、その他の課題まで日常的な維持・管理が重要です。地区の景観の良さを伸ばすために工夫すべき点は何か、問題のある点を抑えることはできないか、地域において市民、事業者が主体となって考え、確認し合い、行動することです。行政は、市民、事業者が主体的な取り組みがしやすくなるよう支援します。例えば、市民が歴史的建造物を保全する際の共通の方針の整理や、道路等の公共施設の景観整備などが想定されます。市民、事業者、行政の協働ということが、景観形成の基本であり、みんなで取り組むことが、ひいては地域の活性化にもつながり、結果的に担い手不在による問題点までも解消されることにつながります。

このように景観を題材にみんなで3つの観点から力を合わせて取り組んでいくことが、石岡市における景観形成、まちづくりの課題として整理されます。

課題の整理



4. 景観形成に関する基本方針

(1) 基本方針

石岡市は、実に多くの景観資源に恵まれ、市内各所に自然、歴史などの特徴的な景観を見ることができます。石岡市の景観の現状を整理し、アンケートの結果等を見ると、市民は、これらを地域の身近なところで、大切なものとして感じ取っています。

石岡市の景観形成においては、子どもたちに豊かな“原風景”を与え、地域の営みが時を重ねて磨きあげてきた大切な景観を、よりかけがえのないものとして感じられるよう、「地域からの景観づくり」を進めます。そして、市内各地の景観資源をつないでいくために「骨格からの景観づくり」を図ります。石岡市の景観の骨格とは、市民の多くが、市内各所の景観で大切に感じている山並み、筑波山であり、これらを見る眺望点として大切に感じている眺望点をつなぐ恋瀬川をはじめとする水系の軸です。

こうした景観づくりには、日常的な維持・管理が重要であり、そのためには地域において市民、事業者が主体となり、行政がそれを支援するかたちで取り組んでいくことが不可欠です。市民、事業者、行政の協働が、景観形成の基本であり、みんなで取り組むことが、ひいては地域の活性化にもつながります。

以上のように石岡市の景観形成においては、1) 骨格からの景観づくり、2) 地域からの景観づくり、3) 協働による景観づくりに取り組んでいくこととします。

- 骨格からの景観づくり
- 地域からの景観づくり
- 協働による景観づくり

骨格からの景観づくりについては、今後、市内の開発行為等において次の配慮により、良好な景観形成を目指していくこととします。

- 筑波山、山並みの景観を妨げない、又は景観と調和するよう配慮する。
- 恋瀬川等の水系の良好な眺望点における景観を妨げない、又は景観と調和するよう配慮する。

地域からの景観づくりに関しては、次に掲げる事項のほか、次節の地域別方針に沿つて地域の特徴を生かした景観形成を目指していくこととします。

- 自然景観の良好な地域においては、下草刈りなど適切な維持管理に努めるとともに、人工物の設置に際して自然との調和に努める。
- 歴史的景観の良好な地域については、失われていく建造物の保全・維持に努める。
- 市街地では、潤いをもたらす緑豊かな街なみづくり、統一感をもたらす街なみづくりに努める。
- 集落では、山林や農地の良好な景観維持に努める。
- 幹線道路では、沿道建造物や屋外広告物が地域の良好な景観を妨げない、又は良好な景観形成に資するよう努める。
- 公園・緑地等は、良好な地域景観の形成に資するよう適切な維持・管理に努める。
- 良好な景観を阻害するゴミや雑草などがないまちづくりに努める。

協働による景観づくりについては、次に掲げるもののほか、「第6章 実施に向けて」を参考にしながら、力を合わせて良好な景観形成を目指すものとします。

- 市民は、地域における良好な景観の形成の活動への参加に努める。
- 事業者は、事業活動に際して、土地利用、建築行為、あるいは事業所周辺の景観形成の活動への参加など、良好な景観の形成に努める。
- 行政は、良好な景観形成に資する公共施設の整備に努めるとともに、市民や事業者による主体的な景観形成活動を支援に努める。

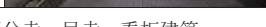
(2) 地域別方針

ここでは、地域特性に応じた緩やかな区分に沿って、景観特性のまとめの区分（ゾーン）ごとに、地域の特徴を生かした景観まちづくりを、市民・事業者・行政の協働で推進していくための基本方針を整理します。

景観形成地域区分と骨格



各ゾーンの景観の特徴と形成方針①

ゾーン	1. 石岡中心市街地	
景観の特徴と形成方針	まちの顔となる商業・業務機能が集積する市街地で、古代から積み重なる歴史を随所に感じられる町並みが特徴です。昭和レトロの觀光振興をはじめとする活性化策とともに、賑わいの町並み景観を目指します。	
特徴的な施設等	石岡駅、国道355号、常陸国跡、総社宮、国分寺・尼寺、看板建築、	
ゾーン	2. 石岡東市街地	
景観の特徴と形成方針	計画的に形成された住宅と商業地からなる市街地です。沿道大型商業施設が目立ちますが、公園や街路樹と周辺に残る山林等の豊かな緑が特徴です。これを生かして落ち着きのある市街地景観を目指します。	
特徴的な施設等	国道6号、国道355号、生板池、石岡運動公園、せせらぎパーク	
ゾーン	3. 柏原	
景観の特徴と形成方針	大区画の工業地や公園、広幅員の街路などから緑の山並みを背に広々とした景観が特徴です。広大な自然に配慮した市街地景観を目指します。	
特徴的な施設等	柏原工業団地、柏原池公園、ふれあいの里	
ゾーン	4. 柿岡	
景観の特徴と形成方針	地域の住民の暮らしを支える商店街や公共施設が旧街道沿いに集積して形成された市街地です。周辺の豊かな自然との調和、歴史との調和を感じさせる町並み景観を目指します。	
特徴的な施設等	柿岡商店街、八坂神社、柿岡城址、八郷総合支所庁舎、八郷総合運動公園	

各ゾーンの景観の特徴と形成方針②

ゾーン	5. 恋瀬川下流・霞ヶ浦	
景観の特徴と形成方針	恋瀬川河口、霞ヶ浦に近く、各所の水辺や橋上から水と緑を望める田園地帯です。筑波山を遠望する広い農地や、かつて水運で栄えた町並みを感じさせる雰囲気もあります。豊かな水と緑を生かした田園景観を目指します。	
特徴的な施設等	高浜駅、舟塚山古墳、愛郷橋、平和橋、恋瀬橋、恋瀬川サイクリングコース、三村小学校、国道6号バイパス	
ゾーン	6. 竜神山周辺	
景観の特徴と形成方針	竜神山周辺に形成された緑豊かな集落地域で、恋瀬川に面した開放感と山の奥行きを兼ね備えた雰囲気が特徴です。山懐の拠点的施設に観光客を迎えること、落ち着きのある田園景観を目指します。	
特徴的な施設等	常陸風土記の丘、竜神山、竜神の森キャンプ場、ふるさと農道	
ゾーン	7. 園部川下流	
景観の特徴と形成方針	園部川に沿った緑豊かな集落地域で、国道6号や市街地の近くにありつつ、のどかさを感じる景観が特徴です。市街地のけんそうを脇に、里山の暮らし良さを感じる景観を目指します。	
特徴的な施設等	国道6号、園部川、傾城池、石岡クリーンセンター	
ゾーン	8. 園部川上流	
景観の特徴と形成方針	周囲を濃い緑に囲まれた集落地域で、緩やかな起伏のある地形を生かした農地や集落の景観が特徴です。坂や丘の眺望を大切に生かした田園景観を目指します。	
特徴的な施設等	国道355号、園部川、ギター文化館、ダチョウ王国、馬滝	

各ゾーンの景観の特徴と形成方針③

ゾーン	9. 恋瀬川上流	
景観の特徴と形成方針	恋瀬側上流域の集落地域で、緑濃い山並みに囲まれつつ、傾斜地や川沿いの開放感も兼ね備えた景観が特徴です。棚田や山道、各所の眺望などを生かしながら、住みよい山里の田園景観を目指します。	
特徴的な施設等	加波山、吾国山、難台山、鳴滝、フルーツライン、大覚寺庭園、善光寺楼門	
ゾーン	10. 恋瀬川中流	
景観の特徴と形成方針	恋瀬川中流域に広がる集落地域で、水田地帯からは富士山、筑波山を眺望します。看板一つない緑の開放感を大切にした田園景観を目指します。	
特徴的な施設等	川又川、富士山、ふるさと農道、ふるさと橋、フルーツライン	
ゾーン	11. 筑波山麓	
景観の特徴と形成方針	筑波山系西側の街道筋や山際に形成された集落地域で、茅葺き民家もある家並みが見られつつ、拠点的施設に人を迎える雰囲気もある景観が特徴です。交流のあたたかみや季節の潤いを感じる田園景観を目指します。	
特徴的な施設等	峰寺山西光院、国民宿舎つくばね、ゆりの郷、フルーツライン、十三塚觀光果樹園地、茨城県フラワーパーク	
ゾーン	12. 小桜川上流	
景観の特徴と形成方針	朝日岬北側の山並みに囲まれた集落地域で、茅葺き民家や里山があり、落ち着いた雰囲気が特徴の景観です。あふれるような自然を生かして豊かに暮らす山里の田園景観を目指します。	
特徴的な施設等	朝日里山学校、菖蒲沢薬師古道、いちご園地、フルーツライン、朝日トンネル	

5. 方針の具体化に向けて

(1) 景観法の導入について

■景観法・景観行政団体について

地域の特徴を生かした景観づくりを進めていくには、景観法（平成17年施行）を活用することができます。景観法は、わが国初の景観に関する総合的法律です。景観法では、届出制により、地域の景観の特徴に合わせた緩やかな規制・誘導が行うことができるようになります。また、景観に重要な公共施設を指定して景観に配慮した整備を行う制度や、地域住民の合意による景観協定制度、地域の景観の象徴となる建造物や樹木を指定して保全する制度などを活用することができるようになります。

市町村がこのような景観法に基づき景観行政を行うには、景観行政団体となり、景観計画を定め、景観条例を制定することが必要です。景観行政団体となっている県内の市町村は、水戸市、つくば市等の5市です（平成21年3月末現在）。

石岡市は、今後、できるだけ早い時期に景観行政団体となり、本市の特徴をさらに生かした景観行政を目指していくこととします。

景観計画の対象となる区域は、市内全域を想定し、市内のどこからでも景観づくりが進められるようにします。景観計画区域では、景観に与える影響の高い建築、開発等の行為を届出制とし、誘導・規制を図ることとなります。景観法に基づく景観計画策定や景観条例制定により、石岡市では、本市の現況に合わせ、良好な眺望点における山並みの景観との調和等を考慮し、景観工学に基づいてより適切な誘導・規制がなされるよう届出対象行為を定めています。また、その行為は、様々に行われる建築、建設、開発等の可能性を想定して、市内全域では比較的緩やかにしつつ、一方で、良好な景観形成を図る地域では、その地域特性に見合った適切な範囲の行為を定めます。石岡市全体でメリハリを効かせた区域設定とし、同時に地域で話し合いながら検討していくこととします。

市域全域で想定される届出対象行為（先導的な景観形成地区では別基準）

行為	届出対象
建築物の建築等	高さ10m超又は延床面積1,000m ² 超
工作物の建設等	高さ10m超（よう壁は2m超）
開発行為	面積10,000m ² 以上

■景観形成基準について

建築、建設、開発の各行為で届出された内容は、景観形成基準によって規制・誘導を図っていきます。

建築の景観形成基準は、位置、形態・意匠、色彩、材料、外構・植栽等の項目から定めます。位置は、周辺の景観を阻害するがないよう配慮することとともに、道路の歩行者に圧迫感を与えない位置に後退することなどの内容を検討します。形態・意匠は、周辺の景観を阻害するがないよう配慮すること、外壁や屋上に設ける建築設備が露出しないよう遮へいすること、建築物の高さを抑えることなどの内容を検討します。色彩は、自然や街なみの特徴に合うように、建築物の外観でもっとも大きな面積を占める色彩について色相・明度・彩度の範囲を検討します。材料は、周辺の景観を阻害するがないよう配慮することとともに、経年変化に対する維持管理に優れたものを活用することなどの内容を検討します。外構・植栽等は、沿道に対し開放感を持たせるよう配慮すること、周辺の景観との調和に配慮することなどの内容を検討します。さらに、駐車場、ゴミ集積所、自動販売機、照明設備等の設置にあたっても、周辺の景観との調和に配慮することなどの内容を検討します。

工作物の建設における景観形成基準は、位置、色彩の項目について建築物の基準と同様の内容を検討します。

開発における景観形成基準は、現況の地形を生かし、よう壁前面やのり面の緑化等の修景、周辺景観との調和に配慮することなどの内容について検討します。

これらの景観形成基準は、全市を対象に緩やかに、また、良好な景観形成を図る必要性特に高い地域については必要に応じてより詳細に基準を定めていくこととします。

石岡市において想定される景観形成基準

届出対象行為	区分	基準
建築物の建築等	位置	<ul style="list-style-type: none">周辺の景観を阻害するがないよう配慮する。道路の歩行者に圧迫感を与えない位置へ後退する。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none">周辺の景観を阻害するがないよう配慮する。外壁や屋上に設ける建築設備が露出しないよう遮へいする。建築物の高さを抑える。
	色彩	<ul style="list-style-type: none">自然や街なみの特徴に合う色相・明度・彩度とする。
	材料	<ul style="list-style-type: none">周辺の景観を阻害するがないよう配慮する。経年変化に対する維持管理に優れたものを活用する。
	外構・植栽等	<ul style="list-style-type: none">沿道に対し開放感を持たせる。駐車場、ゴミ集積所、自動販売機、照明設備等の設置にあたって、周辺の景観との調和に配慮する。
工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none">周辺の景観を阻害するがないよう配慮する。道路の歩行者に圧迫感を与えない位置へ後退する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none">自然や街なみの特徴に合う色相・明度・彩度とする。
開発行為	—	<ul style="list-style-type: none">現況の地形を生かし、よう壁前面やのり面の緑化等を修景する。周辺景観と調和に配慮する。

(2) 関連施策について

■ 良好的な景観形成のための屋外広告物の設置行為の管理について

市内の屋外広告物は、良好な景観形成と安全な取り付けを図ることを目的とした屋外広告物法、同法に基づく県条例によって設置行為が管理されています。しかし、違反設置の屋外広告物が現状であまりにも多く、今後、良好な景観を形成するためには、特に良好な景観形成を目指す地域を中心に適切な規制・誘導を図ることが必要であることから、今後、市条例による屋外広告物管理を検討することとします。

■ 関連事業について

今後、石岡市の良好な景観形成に大きな影響が予想される事業として、国道6号バイパスの整備と、朝日トンネルの建設が挙げられます。これらの幹線道路建設においては、国道6号バイパスにおける筑波山の良好な眺望の確保や、朝日トンネルの建設に伴うその沿道の適切な景観誘導など、それぞれの良好な地域の景観形成に資する配慮が求められます。

また、常陸国衙跡等発掘調査が完了し、常陸国衙跡や府中城跡の全容が明らかとなつたことにより、中心市街地における歴史的景観の重みに一層の配慮が求められます。

さらに今後、都市計画マスターplanの実現化の一環として、八郷地区への入り口3箇所に「交流プラザ」(来街者と地元の交流の場)が設けられる予定であることから、この交流機能を高めるためにも、周辺地域の特徴ある景観の確保・形成が求められます。

石岡市の景観に関連する事業

名称	概要	担当部署・法制度
国道6号バイパスの整備	筑波山の眺望が良好であると考えられ、その確保・活用が求められる。	関東地方整備局
朝日トンネルの建設	交通量の増大に伴い、良好な田園景観の変ぼうが予想されるため、その保全が求められる。	石岡市、土浦市
歴史的遺産の活用	常陸国衙跡や府中城跡の全容を明らかにするとともに市内に残る歴史的遺産を地域資源としての活用が期待される。	石岡市教育委員会
交流プラザの整備（都市計画マスターplan）	八郷地区への入り口に設け、地場産業の発信、環境教育の場、案内センターの機能も兼ね備えた「交流プラザ」からの特徴ある景観の確保が求められる。	石岡市

(3) 先導的な景観形成地区について

石岡市の景観形成を進めるには、景観まちづくりとは何か？という基本的な事項から、今後、市民や事業者の理解・協力を広げていくことが必要です。そのため、まずは良好な景観形成を具体化するのに効果的と判断される地区から先導的な取り組みを進めいくこととします。

本計画では、先導的な景観形成を果たすべき地区として、市民アンケートやワークショップの結果も踏まえながら、1) 景観の骨格にかかる地区の景観形成、2) 市民の関心の高い地区の景観形成、3) その他緊急性が高いと考えられる地区的景観形成、を対象に定めます。また、この他の地区についても、順次、地域における話し合い等を進めながら、取り組み対象として検討を進めることとします。

先導的な景観形成地区（案）

視点	方針	方策
市内の景観資源をつなぐ骨格にかかる地区	市内の骨格となる眺望点（恋瀬川をはじめ市内の水系における主要な橋）からの景観を保全するとともに、より良好な景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none">建築・開発行為等における形態・色彩の規制等の検討屋外広告物の規制等の検討交通安全施設の修景整備協働による清掃等の推進
市民の関心が高い地区	歴史文化資産を生かしながら、中心市街地の賑わいある景観を形成する。	<ul style="list-style-type: none">歴史的建造物の保全電線類の整理開発、建築行為等における位置・形状・色彩等の規制・誘導賑わいづくり（中心市街地活性化方策）の推進
良好な景観を保全する緊急性が高い地区	フルーツライン沿線、ふるさと農道沿線の良好な田園景観の阻害を防止するとともに、美しい山並みの眺望の確保を図る。また、その周辺地域の良好な集落景観の保全を図る。	<ul style="list-style-type: none">建築、開発行為等における位置・形態・色彩等の規制・誘導屋外広告物の規制・誘導交通安全施設の修景整備電線類の整理茅葺き民家の保全休耕田の活用・山林の活用等



骨格となる水系から眺望を保全し、より良いものを目指す



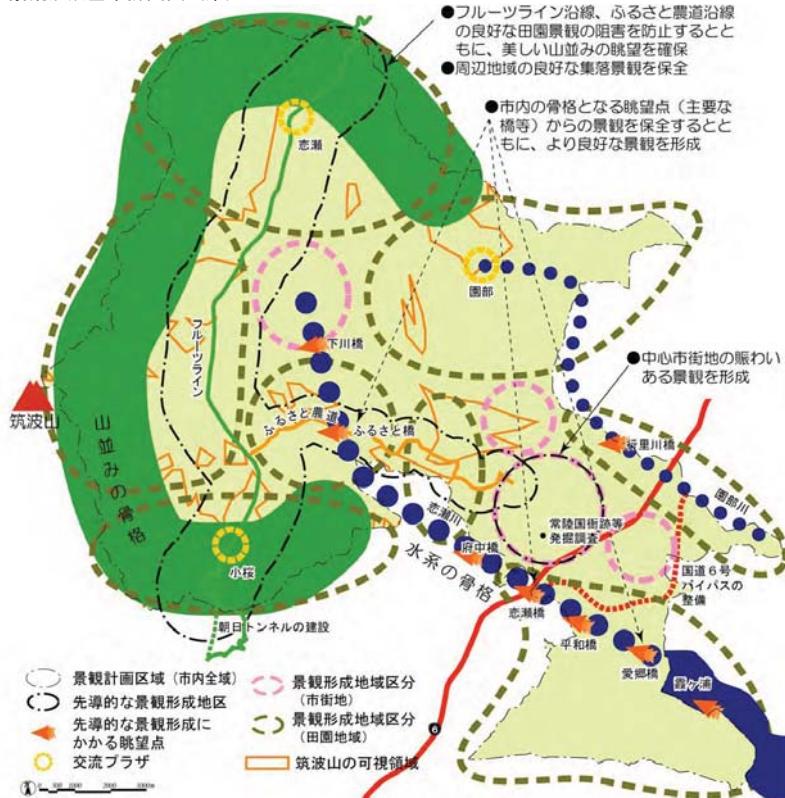
中心市街地の賑わいある景観を形成する



山並みを妨げずない側に電柱が建つフルーツライン、ふるさと農道沿線の良好な田園景観を保全する

景観形成手法を整理すると下図のような計画案となります。

景観形成基本計画図（案）



6. 実現に向けて

(1) 協働の景観まちづくり

まちをつくるのは、石岡市とともに暮らす市民、事業者です。だれかにつくってもらうものではありません。協働とは、様々な立場で暮らす市民、事業者、そして行政が互いにそれぞれの役割を理解し合い、補い合って、自分たちでよりよいまちの実現を目指すことです。

石岡市の各地では、市民や事業者による景観まちづくり活動が、各種行われています。多くの市民から賑わいづくりが期待される中心市街地では、市民や事業者を主体とした取り組みも積極的に行われています。

景観づくりは、だれにでもわかりやすく、気軽に取り組みやすいテーマであり、また、力を合わせることが大切なテーマです。石岡市の良好な景観は、市民、事業者、行政の協働のまちづくりによって実現していきます。



住民らによりかつての姿が復元された菖蒲沢薬師古道 画、塚原明義氏

石岡市における市民・事業者主体の景観活動の取り組み例

団体等の名称	活動概要
やさと茅葺き民家保存会	八郷地区の茅葺き民家の保存活動ボランティア。カヤ刈り・カヤ葺き、「筑波山麓茅葺き民家」ガイドブックの発行など
つくばね森林組合	森林環境教育・森林体験イベントの開催、森林ウォーキングマップの発行など
まちづくり市民会議	まちかど情報センターの運営、街なかでの音楽祭の開催、情報紙の発行を通したコミュニティの推進など
石岡商工会議所	中心市街地活性化に関する事業。また、商業者グループ「あきんどの会」では空き店舗活用や共同宅配などを実施

■市民の取り組み

景観まちづくりへの市民のかかわりは、家庭や身近な地域の取り組みから始まります。地域を散歩したり、地域に暮らす様々な立場の人の話を聞いたり、情報交換をしながら、日常の風景の大切さを再発見することから始めて、長く継続できるように楽しく工夫してみることが大切です。そして楽しみを分かち合いながら、力を合わせて進めるまちづくりへ、ご参加下さい。

■事業者の取り組み

景観まちづくりに対する事業者のかかわり方には2つあります。1つは、市内で農林業や商業等を営む事業者の方々で、農地・山林の管理や、事業所の敷地の管理など日常的な事業活動でのかかわりがあります。もう1つは建築・開発、屋外広告物、電線・電柱など景観に直接関する業務を行う事業者で、各種の景観形成事業や規制・誘導方策で共通の目標を見つけ、協力し合っていくことが求められます。

事業者の経済活動では、景観への取り組みが利益に反すること、無駄なことと受け止められる場合がありますが、景観づくりが目指す市民生活の豊かさは、究極的に経済活動が目標とするものと一致します。このことを念頭に、事業者の方々には積極的な協働への参画が求められます。

■行政の取り組み

協働における行政の役割は、市民、事業者の皆さんによる景観まちづくりを支援することです。石岡市の景観に対する取り組みを、市民、事業者の皆さんと情報共有するため、パンフレットやホームページを含め広報活動も展開していきます。また、関連部署と連携しながら、協働のまちづくりを進めるとともに、茨城県、かすみがうら市など周辺の自治体との広域調整をし、行政の垣根を越えた、住民のための活動としていきます。

市民・事業者・行政の取り組み例

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を散歩し、近所の良さ、楽しさを見つけましょう ・近所の神社やお寺などを見て歩き、地域の歴史を見直してみましょう ・地域に合う花や実を選び、季節の彩りを添える花や木を植えましょう ・ごみ拾いをしましょう。ごみを捨てないように声をかけあいましょう ・地域の雰囲気を揃えるように壁や屋根を補修しましょう。 ・地域で揃える景観の特徴について話し合いをしてみましょう ・茅葺き屋根の葺き替えなど、地域の大切な景観を守る助け合いをしましょう ・子どもたちの元気な声が聞こえる広場などをみんなできれいに守りましょう ・地域の取り組みに高校や大学等との連携を取り入れてみましょう
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の敷地のまわりをきれいに草取りや掃除をしましょう ・事業所の敷地、駐車場スペースに緑を植えましょう ・周囲の景観をも引き立てるように看板を見直してみましょう
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・水田や畑の作物をきれいに作り続けましょう ・作業小屋を周りの景観になじみ、引き立てるようにつくりましょう
	<ul style="list-style-type: none"> ・客を迎えるのれんやベンチなどの演出をしましょう ・買い物が楽しくなるように街なみにショーウィンドウを飾りましょう
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の景観に配慮しましょう 建築・開発等（建設業等）、屋外広告物（屋外広告物事業者）、電線・電柱等（電気・電話等事業者）
	<ul style="list-style-type: none"> ・景観まちづくりへの理解・協力を広げるPR、景観教育の推進 ・市民、事業者の景観まちづくりに関する話し合いの機会づくり ・景観形成の理念の確立・先導的な公共施設の整備
行政	

ここに示したのは、それぞれ考え得る取り組みのわずかな一例です。景観には、市民の雰囲気、市民の生き方が見えるものです。市民の生き方が問われ、事業者の姿勢が問われていることを受け止めながら、今後、地域などでの話し合いにより、創意工夫を込めて景観まちづくりに取り組んでいくことが大切です。

協働の景観まちづくりに取り組む際に留意する視点

1. 自分たちが見る景観をつくる、と同時に、自分たちが見られる景観をつくることを意識し、見る権利を主張しつつ、見られる景観をつくる義務を考え合うこと
2. 周りになじませること、周りと揃えること、周りをも引き立てること
3. 何を基準にすべきか迷ったとき、最大の資源として自然・歴史を尊重し読みとること
4. 一時的な華美よりも時を重ねる美しさを意識すること。また、季節感など時の使い分けた楽しみを意識すること

(2) 協働の取り組み例

ここでは、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを具体的に共有化するために、取り組みイメージを例として示します。

例1. 脳わいのある景観まちづくり

歴史的な建築物等が景観の資源として分布する商店街の街なみです。歴史的な景観の特徴を生かした脳わいのある街なみを実現させるには、次のような協働が必要です。

市民	<ul style="list-style-type: none">・植栽に参加する・商店街を利用する（脳わいづくり）
事業者	<ul style="list-style-type: none">・歴史的な店舗建造物を保全する（商業者）・店舗を歴史的建造物の街なみに揃える（商業者）・客を迎えるのれんを演出する（商業者）・電線類を地下埋設又は整理する（電気・電話等事業者）
行政	<ul style="list-style-type: none">・歴史的建造物を保全する・建築行為における位置・形状・色彩等を規制・誘導する・電線類の地下埋設を事業化する・脳わいづくり（中心市街地活性化方策）を推進する

例2. 四季を彩る景観まちづくり

田園の中の幹線道路における緑豊かな景観です。より快適な田園景観を実現させるには、次のような協働が必要です。

市民	<ul style="list-style-type: none">・植栽に参加する・草刈り等に参加する
事業者	<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物を共同で設置する（屋外広告物設置事業者）
行政	<ul style="list-style-type: none">・ガードレールを修景整備する・屋外広告物を規制・誘導する・市民による植栽活動を支援する

例3. 筑波を眺める景観まちづくり

筑波山の眺望を象徴的に見る景観です。美しい眺めを保全し、石岡市の骨格となる田園景観を実現させるには、次のような協働が必要です。

市民	<ul style="list-style-type: none">・沿道の草刈りに参加する・地場産の農産物を購入する（農地の活用）
事業者	<ul style="list-style-type: none">・農地を保全・活用する（農業者）
行政	<ul style="list-style-type: none">・ガードレールを修景整備する・屋外広告物を規制する・市民による草刈りを支援する

■写真イメージ

	現況	地域などの協働がないと…
例1. 賑わいのある景観まちづくり	 <ul style="list-style-type: none"> 歴史的な建造物が分布する 電線が阻害している 賑わいが足りない 	 <ul style="list-style-type: none"> 電線類を地下埋設する。すっきりするが、歴史的建造物を生かすなど街なみの魅力創出までに至らない
例2. 四季を彩る景観まちづくり	 <ul style="list-style-type: none"> 山の中の道路で緑豊かな景観がある 屋外広告物が乱立している 緑にそぐわない道路交通安全施設 	 <ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物を撤去する。すっきりするが、周辺の山林の管理などに市民の手が加わっていないと、寂しい感じもある
例3. 筑波を眺める景観まちづくり	 <ul style="list-style-type: none"> 美しい筑波山の眺望が得られる 広い農地、山の緑が豊か 	 <ul style="list-style-type: none"> 何もせずにいると、屋外広告物が乱立し、筑波山の眺望が隠れる。沿道農地に耕作放棄地が増え

フォトモンタージュ作成：筑波大学大澤義明研究室 森口壮一郎、今佐和子

7. 資 料

(1) 策定経過

年月日	内容
平成20年 8月22日	第1回策定委員会 ・石岡市景観基本計画の策定について ・市民アンケートの実施について
9月・10月	石岡の景観まちづくり市民アンケート実施 ・一般：石岡市在住20歳以上の市民（2,000名配布） ・高校生：石岡一高一学年生徒（全員配布）
9月～12月	石岡の景観まちづくりワークショップ実施（全5回） ①趣旨説明→②現地見学会→③・④話し合い→⑤まとめ
11月19日	第2回策定委員会 ・石岡の景観まちづくり市民アンケート結果について ・石岡の景観づくりの方向性について
平成20年 2月19日	第3回策定委員会 ・石岡市景観基本計画（案）について ・フォトモンタージュについて
3月4日～ 3月16日	石岡市景観基本計画（案）に対する意見公募（パブリックコメント） の実施
3月26日	第4回策定委員会 ・石岡市景観基本計画（案）について

(2) 石岡市景観基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 石岡市は中心市街地における歴史的建造物や八郷地区の豊かな自然など、良好な景観資源に恵まれている。また、景観づくりは、都市環境向上を図るための政策として重要性が増してきている。よって、良好な景観を形成するための方向性を明確にし、体系的な施策を検討することを目的として石岡市景観基本計画策定委員会を置く。

(掌握事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 石岡市景観基本計画策定に関する事項
- (2) その他、委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は17名以内をもって組織し、次に掲げるうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民代表
- (3) 茨城県
- (4) 石岡市
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を各1名置く。委員長は市長が指名し、副委員長は、委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、調整・検討、その他必要な作業を行うため作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表1に定める市職員をもって組織する。
- 3 作業部会は部会長を置き、部会長は都市計画課長をもってあてる。
- 4 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 部会長が必要と認めるときには、アドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年8月22から施行する。

別表1（第7条関係）

企 画 部	企 画 課 課 長
生活環境部	環境対策課 課 長
都市建設部	都市計画課 課 長
経 済 部	商工観光課 課 長
教育委員会	文化振興課 課 長

(3) 策定委員会名簿

氏名	備考
大澤義明	学識経験者
田島学	学識経験者
森田裕子	市民代表
神生賢一	市民代表
飯田カツ江	市民代表
島田哲	市民代表
白井育夫	市民代表
上野弥智代	市民代表
武井純子	市民代表
塚原明義	市民代表
上遠野和夫	茨城県都市計画課長
吉川安延	石岡市都市建設部長
田口賢寿	石岡市企画部長
市村章二	石岡市経済部長
大野静夫	石岡市生活環境部長
土師照夫	石岡市教育次長

(4) 参考資料：景観まちづくりワークショップ開催の概要

本計画の策定作業と平行して、広報で参加者を募集し、景観まちづくりワークショップが開催されました。①趣旨説明→②現地見学会→③・④話し合い→⑤まとめの流れで進められました。現地見学会において参加者が各々撮った気になる景観の写真をもとに話し合い、「景観とはつなぐこと」といったことが、参加者の間で発見・確認されました。



ポンネットバスに乗り、現地見学会が行われた
各人が気になる写真を撮影した
少人数のグループ毎に話し合いが行われた
グループ毎にまとめ、発表し合った

景観まちづくりワークショップ全5回の概要

名称	概要	参加者
第1回	講演「景観に関する潮流と石岡の景観まちづくりの展望」 話し合い「大にしたい、自慢したい石岡の景観はですか？」	18人
第2回	現地視察 ボンネットバスに乗って～石岡中心市街地、菖蒲沢、青柳等	17人
第3回	話し合い「石岡の楽しみ方」～現地視察の写真の整理から	16人
第4回	話し合い「石岡市の景観の良さ、そして景観まちづくりへ」	13人
第5回	話し合い「景観まちづくりワークショップから見えたこと」	14人

景観まちづくりワークショップのまとめ（要旨）

同じ場所に訪れ、同じものを見たのに、見つけたものはひとそれぞれ。一人ひとり見るものが違う、感じ方が違う。みんな見ているものを寄せ合ってみると、自分一人の写真とは明らかに違った面白さが見えて楽しいです。

ことばの面白さもあります。現地を見てみると、扁額、旧町名の案内、駐輪、不思議な花壇、たくさんの看板、大きな白いテント。。。第1回の話し合いで、単に「石岡駅」でしたが、明らかに細やかになっています。

この日はあいにくの曇り空でしたが、時間や季節も違えば景観も違います。通勤・通学、夕、朝日、雨、雪、春夏秋冬、これからも、もっといろいろな見方を集めてみましょう！

石岡の楽しみ方は、『「ひと」を感じるミニタイムトリップ』。日常にあってちょっとした旅気分を味わえる景観だったり、ひとのやさしさ、菅み、気遣いを感じる景観だったりするのでしょうか。

つながることへの気づき！つなげることの楽しみ！

景観とは・・・まちをつなぐことだったのか、と話し合いから知ることができました。

たとえば旧町名とは、ひとをつなぐことの原点だったと気づきました。

そして、つなげる。・・・自分たちにできるかもしれないこと。

・街なかで、里山で　・買い物　・乗り物、歩き、自転車　・カヤ刈り

・基金　・花植え　・学び

事業所と、行政と、それぞれに期待することがあり、力を合わせてまちづくりに取り組む・・・。

(5) 参考資料：景観の見方・考え方・使い方

景観分類	特性	主な構成要素	景観の見方	景観の考え方	景観の使い方	
			・どう把握するか	・どんな働きをするか ・何を加え、取り除くか	・どう生かすか ・どう形成していくか	
自然景観	太古からほぼ変わらない姿を見せる景観	□山（個体、連続）、稜線 □森林、林（自然林、人工林） □斜面緑地 □谷、段丘（河川、海岸） □湖沼、河川、海岸	・目に付きやすい部分や、地形をまず捉える ・気象や地形条件等による地域の個性を捉える ・四季の移ろいを捉える ・河川や海岸は、周辺の地形等を含めて面的に捉える	・景観の主題より背景となるとのほうが多い。背景として全体の魅力を高める働きをする ・人々に癒しや安らぎ、潤いを与える働きをする ・大規模建築物や屋外広告物等、眺望を阻害するものがある場合は、隠したり除いたりする方策を検討する	・地形の特徴的部分に添景となる人工物を設置するなど、景観を楽しむための視点場を整備する ・保全活動を促進し、住民のまちづくりへの参加機会とする ・散策ルートや休息スペースの充実など、自然に触れる機会を創出する	
集落景観	古くから生活の場となってきた景観	□屋敷林、生垣 □民家、門 □二次林、草地 □田畑、果樹園 □鎮守、鎮守の社、祠、道祖神 □里山 □道路（集落道、農道）、水路 □漁港	・まとまりのある田畠や家並み等をまず捉える ・人間が長い年月をかけて自然に働きかけたものとして捉える ・自然環境の保全や水源の涵養、文化的伝承等の役割を持つものとして捉える	・人々の生産の場と暮らしの場が一体となっている ・建築物の形や生垣などは、気象や地形などの特性を反映している ・古くからの集落景観と新たな建築物・工作物・屋外広告物等の調和を検討する	・農業体験などを通じて都市・農村の交流や農業振興を図る機会として生かす ・伝統的な景観の成り立ちを学ぶことで、居住環境の良さを見直すことには生かす ・里山づくりなどの活動を促進により、森林・緑地の保全に生かす	
歴史的市街地	古い街並みや歴史的資源が残る景観	□町割り □民家、蔵、門 □城、寺社 □鎮守、鎮守の社、祠、道祖神 □街道 □並木 □河川、水路 □道標 □商店、賑わい	・一度失われてしまうと非常に再生が困難なものとして捉える ・地域の人々が幾世代にわたって守り継いだものとして捉える	・長い年月の醸し出す重厚な風合いがあり、地域の景観の主題となることが多い ・商店街や観光地の場合には、地域活性化の働きをする ・歴史的建築物や街並みを阻害するものがある場合は、隠したり、なじむよう替えたりする方法を検討する ・歴史になじむ屋外広告物の取り扱い方を検討する	・地域の歴史や住まいの環境について興味・関心を掘り起こし、まちづくりの機運を高める ・地域の歴史や文化を楽しむまち歩き観光の需要につなげる ・見学会やイベントの開催、景観に調和した街並み案内板や散策マップを楽しみながら作成する	
都市景観	計画的市街地	計画的開発地区の景観	□建築物 □植栽、 □道路 □屋外広告物	・機能・効率のバランスによる作為的な街並みとして捉える ・実は市街地の完成した時点が最も調和の取れた景観である可能性もあるものとして捉える	・新たなコミュニティでまちづくり方針等の話し合いの方法をしっかりとくる ・計画変更や建替えなどによる変容に注意する ・植栽・生垣の管理や屋外広告物の掲出に注意する	・機能性や快適性を維持するため、街並み点検や見学会などを開催し、地域への愛着を育み、コミュニティの形成を助ける ・地区計画や協定等の遵守を継続するシステムを話し合いながら構築する
	郊外・市街地外縁	農地が低い密度で介在する市街地の景観	□大型建築物（商業施設等） □植栽 □道路、鉄道 □屋外広告物 □港湾	・自然・集落景観に都市景観の構成要素が追加されていると捉える	・自然・集落景観と都市景観の異質な構成要素の融合から新たな景観の面白さを見いだす ・土地利用規制等から、構成要素が無秩序に混合する可能性のある地域を割り出し、色彩の調和等について景観誘導施策の立案を急ぐ	・残された農地や緑地、水路などを景観まちづくりの貴重な財産として生かす ・道路・水路等の都市基盤整備の機会を沿道の生け垣やポケットパークなどの景観改善に生かす

「景観計画策定手法の検討及び景観まちづくりワークショップの実施に関する業務報告書/H19.3/茨城県」をもとに加筆・編集